岡山県歯科保健対策協議会設置要綱

(目 的)

第1条 岡山県民の歯と口の健康づくり条例及び健康おかやま21等歯科保健に関連する計画等に基づき、県民の生涯を通じた歯科保健対策の推進には、保健、教育、医療関係者等が連携を強め、歯科疾患の疫学的特徴を踏まえ、ライフステージごとの歯科保健に関する課題の解決に努め、歯科保健の推進を円滑に進めるための歯科保健体制の整備を図る必要がある。

このため、岡山県における歯科保健対策の総合的な協議を行う場として「岡山県歯科保健対 策協議会(以下「協議会」という。)」を設置し、歯科保健の推進に向けた県民及び保健等関 係者に対する支援を行う。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 歯科保健対策の推進に関すること
 - (2) 歯科保健計画に関すること
 - (3) 歯科保健推進のための関係団体の情報収集
 - (4) 8020 運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価
 - (5) その他必要と認める事項

(委 員)

- 第3条 協議会委員は、別表に掲げる団体から推薦のあった者をもって構成する。ただし、知事 が必要と認めるときは、委員を追加することができる。
- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定に関わらず、第 1 項ただし書きにより追加した委員の任期は、その年度が終了するまでとする。
- 5 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。
- 6 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員が会議を欠席する場合、予め当該委員が指定した者を代理人として出席させることができる。
- 4 会長は、協議会の下に計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)等を置くことができる。
- 5 会長は、協議会及び作業部会等において必要があると認めたときは、オブザーバーの出席を 求めることが出来る。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

岡山県歯科保健対策協議会委員

所 属
岡山県歯科医師会
岡山県歯科医師会
岡山県歯科衛生士会
岡山大学(予防歯科)
岡山大学(小児歯科)
岡山県国民健康保険団体連合会
岡山県保育協議会
岡山県市町村保健師研究協議会
岡山県市町村栄養士研究協議会
岡山県保健医療部
岡山県教育庁保健体育課
岡山県保健所長会